

## 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災から4年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能しています。

現在も多くの子どもたちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

### 記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

平成27年6月17日

福島県双葉郡浪江町議会

内閣総理大臣 復興大臣 文部科学大臣 総務大臣 財務大臣 宛て